Press Release　　川越市

（報道関係各位）　　令和７年２月４日 発表

☑ HP 公開

【本件に関するお問い合わせ】

川越市役所　道路環境整備課　補修第二担当　　担当者：堀江

☎049-224-6029（直通）Fax：049-222-6017　メール：doroseibi★city.kawagoe.lg.jp

（@を★と表記しています。）

緊急輸送道路の緊急点検を実施

概　　要

令和７年１月２８日に埼玉県八潮市の県道において、下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没が起き、第三者被害が生じる事故が発生したことを受けて、緊急輸送道路[*1]の緊急点検を実施しました。

点検内容

１　実施日：令和７年１月３１日（金）
２　対　象：緊急輸送道路に指定される市道（３１路線、延長約４５キロメートル）
３　方　法：市職員による目視

点検結果

点検の結果、道路陥没は確認されませんでしたが、舗装のひび割れやたわみなど、路面の変状が確認されました。

こうした路面の変状は、舗装の劣化を原因とすることが多いものですが、地下に埋設された占用物件[*2]の影響も懸念されることから、占用者[*3]にも点検を求めています。

そ の 他

今回の緊急点検は、道路陥没が発生した場合の影響の大きさを考慮し、緊急輸送道路を対象に実施しました。また、その他の道路についても、令和７年１月３１日付けで、各占用者に占用物件の点検を求めています。

今後も通常パトロールを継続し、状況に応じて占用者に点検を求めるとともに、道路に必要な補修を行うことで、道路陥没の未然防止に努めます。

緊急輸送道路[*1]：災害直後から避難や救助、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線
占用物件[*2]　：道路に設けられる一定の工作物、物件又は施設（水道管や下水道管、ガス管など）
占用者[*3]　：道路に占用物件を設け、道路の空間を独占的、継続的に使用する者